

■取扱い金融機関

No.	金融機関名	支店名	電話番号
1	三菱東京UFJ銀行	多摩支店	(042) 374-1411
2		聖蹟桜ヶ丘支店	(042) 376-3001
3	三井住友銀行	多摩支店	(042) 374-3111
4		永山支店	(042) 375-3131
5		多摩センター支店	(042) 372-2611
6	みずほ銀行	府中支店	(042) 364-2121
7		多摩支店	(042) 374-2121
8		多摩センター支店	(042) 373-2511
9	東京都民銀行	多摩支店	(042) 374-1211
10	多摩信用金庫	桜ヶ丘支店	(042) 374-2781
11		永山支店	(042) 356-2511
12		多摩センター支店	(042) 389-1121
13		中河原支店	(042) 366-3311
14	東京南農業協同組合	多摩支店	(042) 375-8211
15	山梨中央銀行	府中支店	(042) 333-3301
16	八千代銀行	百草園支店	(042) 593-1331

平成29年度版

多摩市中小企業事業資金貸付けあっせんのご案内

この制度は、小規模事業者及び中小企業者又は創業者を対象とした事業資金の借受を、多摩市があっせんし、借受利子の補給と保証料の一部を補助するものです。

市内の中小企業の健全な発展や経営の安定及び活発な創業活動を支援することを目的とした制度で、金融機関と東京信用保証協会の協力のもと、多摩市が事業資金を貸付けあっせんすることで、低利・長期で借入れすることができます。



■保証料補助金について

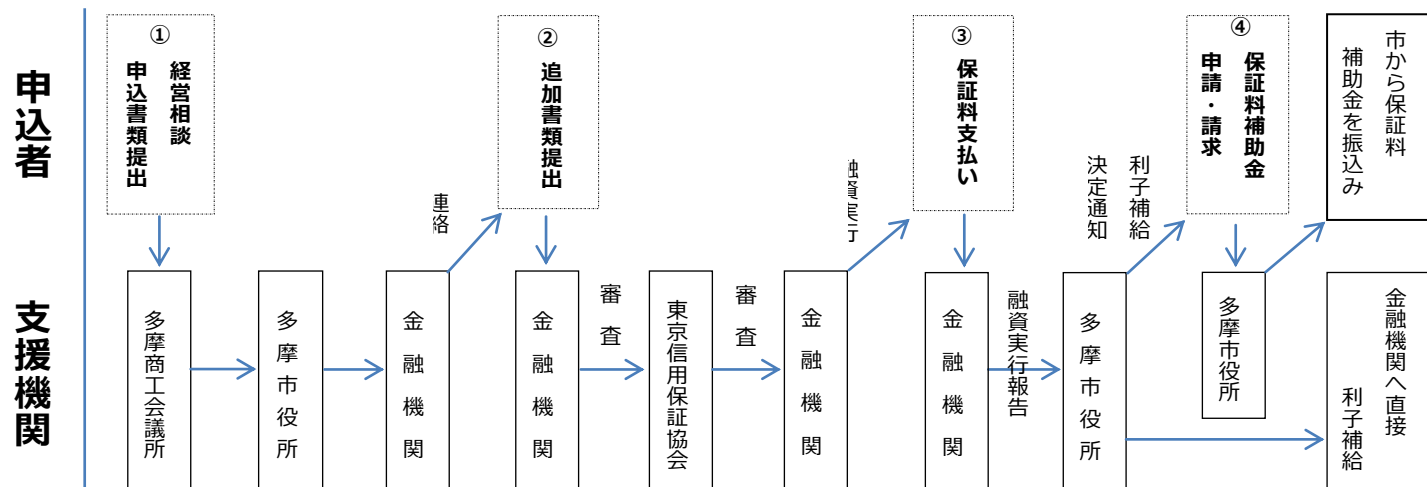
融資を受ける際に信用保証協会に支払った信用保証料の半額（創業支援資金は全額）を市が補助します。融資実行が金融機関から市へ報告されると、市から事業主宛に保証料補助金の申請書類を郵送します。申請書等を市へ提出された後、事業主の指定口座へ振り込みます。**請求期日を過ぎると交付できませんので、ご注意ください。**なお、**繰上償還すると信用保証協会から信用保証料がもどりますが、その金額の半額（創業支援資金は全額）は多摩市が補助金としてお支払いしたものですので、多摩市へ返還していただきます。**（借換資金は除く）

■利子補給について

年2回に分けて、市から金融機関へ直接支払います。但し、市外へ転出された場合や、当初の融資条件を変更した場合は、**利子補給を停止するとともに、既にお支払いした変更日以後の利子補給分を返還していただきます。**

住所変更等があった場合、早急に金融機関へ届け出るよう、お願いいたします。

■貸付の流れ



【経営相談・貸付申込み】

多摩商工会議所

住所：多摩市関戸1-1-5
電話：(042) 375-1211
受付：(月)～(金) 9:00～17:00

【制度概要について】

多摩市役所 経済観光課

住所：多摩市関戸6-12-1
電話：(042) 338-6830
受付：(月)～(金) 8:30～17:15

※多摩商工会議所へ提出する書類のほか、金融機関で借受けの申し込み時に別途必要な書類がありますので、事前に借受け予定金融機関へご相談ください。

多摩市役所 市民経済部 経済観光課

本パンフレットには対象要件や注意事項等が記載されていますので、借受中必ず保管をお願いいたします。

■ 中小企業事業資金貸付けあっせん条件等

	条件・対象者	資金 用途	融資限度額 (10万円単位) ※1	利率 (%)			貸付期間 (据置期間)	保証料 補助金	必要書類 ※各種証明書等は、直近3ヶ月以内のもの
				利子 補給	本人 負担				
中小企業者 支援資金	① 信用保証協会の保証対象業種であり、信用保証協会の保証資格を有していること ② 市民税を滞納していないこと ③ 個人（外国人を除く）にあつては、市議会議員の選挙権を有すること ④ 法人にあつては、連帯保証人（当該法人の企業代表者であること）（※2）がいること	運転・設備	2,000万円	1.975	1	0.975	最長7年（6ヶ月以内）	信用保証料の半額	<法人> ・ 申込書「第6号様式乙」 ・ 代表者の住民票 ・ 法人市民税納税証明書 ・ 法人登記事項証明書 <個人> ・ 申込書「第6号様式甲」 ・ 申込者の住民票 ・ 市民税納税証明書（又は非課税証明書） <法人・個人とも共通に必要な書類> ・ 確定申告書と決算書の全項写し ・ 設備資金の場合は資金用途を証する書類の写し（見積書など） ・ 追加融資の場合は申込時点の借入残高が分かる書類（返済予定表等） ※小口零細企業保証制度をご利用の場合は「情報提供に関する同意書」と「あっせん申込みに係る資料」が必要です
小規模企業者 支援資金	⑤ 法人にあつては、本店所在地が多摩市内にあり、引き続き多摩市内で1年以上事業を営んでいること ⑥ 個人にあつては、多摩市内に1年以上居住し、引き続き1年以上事業を営んでおり、住民基本台帳に記録されている20歳以上の者であること ⑦ 東京手形交換所の取引停止処分をうけていないこと		1,250万円 小口零細企業保証制度 ※3 ※1,250万円を超える借入は、「中小企業者支援資金」をお申込みください。						
創業支援資金	① 信用保証協会の保証対象業種であり、信用保証協会の保証資格を有していること ② 市民税を滞納していないこと ③ 個人（外国人を除く）にあつては、市議会議員の選挙権を有すること ④ 法人にあつては、連帯保証人（当該法人の企業代表者であること）（※2）がいること ⑤ 法人にあつては、設立登記の際本店所在地が市内にあること ⑥ 個人にあつては、市内に居住し、住民基本台帳に記録されている20歳以上の者が創業すること ⑦ 右表「創業支援資金の申込区分」のアからオまでのいずれかに該当していること	運転・設備	2,000万円	1.975	1	0.975	最長7年（12ヶ月以内）	信用保証料の全額	<申込区分ア・ウ・オ> ※右表参照 ・ 申込書「第6号様式丙」 ・ 申込者の住民票 ・ 市民税（法人は代表者のもの）納税証明書（又は非課税証明書） <申込区分イ・エ・オ> ・ 申込書「第6号様式丙の2」 ・ 代表者の住民票 ・ 法人市民税納税証明書 <申込区分によらず共通に必要な書類> ・ 法人登記事項証明書（法人が創業する場合） ・ 源泉徴収票又は確定申告書の全項写し ・ 設備資金の場合は資金用途を証する書類の写し（見積書など） ・ その他（必要に応じて） ・ 特許法又は意匠法に基づく登録を証する書類の写し ・ 法律に基づく資格を証明する書類の写し ・ その他申込書の内容を証明する書類
創業支援資金									
借換資金（一本化）について									
中小企業者 支援資金（借換）	(1) 上記「中小企業者支援資金」「小規模企業者支援資金」の①～⑦の条件 (2) 「中小企業者支援資金」「小規模企業者支援資金」「創業支援資金」を利用し、償還を1年（据置期間を除く）以上滞りなく継続していること (3) 一本化したい既存融資と同一の指定金融機関及び支店において、追加融資を申し込むこと	運転・設備	2,000万円	1.975	1	0.975	最長7年（据置無）	無	・ 「中小企業者支援資金」「小規模企業者支援資金」の必要書類 ・ 借換えする既存貸付の、申込時点の借入残高が分かる書類（返済予定表等）
小規模企業者 支援資金（借換）	▶ 「借換資金（小規模企業者支援資金）」への申込みは、既存貸付けが「小規模企業者支援資金」に限る ▶ 直近の既存貸付と追加融資の一本化が可能（複数の既存貸付との一本化はできません） ▶ 既存貸付と追加融資の資金用途が異なる場合、借換え（一本化）ができない場合がありますので、申し込み先の金融機関で相談ください		1,250万円 小口零細企業保証制度 ※3 ※1,250万円を超える借入は、「中小企業者支援資金」をお申込みください。						※4

※1 この制度による借入額の償還が完了しない場合においても、借入総額と申込額の合計が融資限度額を超えない範囲において再度の申込みができます

※2 ①都内または近県に引き続き1年以上居住して、住民基本台帳に記録されていること ②住所において区市町村議会議員の選挙権を有すること

※3 「小口零細企業保証制度」は、小規模企業者を対象とした保証制度で、万一融資の返済ができなくなった場合に保証協会が金融機関に対して100%保証するものです。
小規模企業者については、本ページ右側下部「小規模企業者とは」をお読みください。

※4 借換の利率及び利子補給率は、借換え申込み時の利率等（平成29年度は本パンフレット記載のもの）が適用されます。

■ 創業支援資金の申込区分

区分	内容
ア	個人が創業 事業を営んでいない個人であつて、1ヶ月以内に新たに個人で、又は2ヶ月以内に新たに法人で創業しようとする具体的計画を有しているもの
イ	法人が新たに法人を設立し創業 中小企業者である法人が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ新たに法人を設立して創業しようとする具体的計画を有しているもの。但し、中小企業である法人が新たに設立する法人の筆頭株主になること
ウ	個人が創業（創業して1年未満） 事業を営んでいない個人が個人又は法人で創業し、創業した日から1年未満のもの
エ	法人が法人を設立し創業（創業して1年未満） 法人が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ新たに設立した法人で、創業した日から1年未満のもの。但し、法人が新たに設立する法人の筆頭株主になること
オ	法に基づく創業 事業を営んでおり、特許法または意匠法の登録を有するもの（第三者からの導入を含む）もしくは法律による資格を有し、その登録又は資格に基づく事業を個人又は法人で創業し、創業した日から1年未満のもの。但し、事業を営んでいる個人が個人事業として行う場合を除く

■ 中小企業者とは

以下のいずれかを満たす法人又は個人事業者（中小企業信用保険法第2条第1項による）。

業種	資本金	従業員
製造・建設・運輸業	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
医療法人等	—	300人以下

※特定非営利活動法人（NPO法人）の場合、常時使用する従業員数が該当していればご利用いただけます。

■ 小規模企業者とは

上に記載の「中小企業者」のうち、常時使用する従業員の数が20人（商業またはサービス業に属する業種を主たる事業として営むものについては5人）以下の事業者等。